ウ　フリーター等のキャリア形成・正社員転換等の支援
「わかものハローワーク」等において、就職支援ナビゲーターによる個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練を行うことにより、フリーター等の就職支援、キャリアアップを促進する。また、非正規雇用で働く労働者のキャリアアップに向けて、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等に取り組む企業に対して、総合的な支援を行う。
エ　ジョブ・カード制度の推進
都道府県労働局は、地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、都道府県をはじめとした当該運営本部構成員や関係機関との連携の下、求職者、学生、企業等に対し、制度の周知を図る。さらに、職業相談、公共職業訓練等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職の促進を図る。
オ　ニート等の若者の職業的自立支援の強化
国と地方自治体とが協働して実施する地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、ニート等の若者のうち就労希望者に効果的な支援を行うとともに、学校とサポステとの間で学校中退者情報を共有する仕組みを構築し、学校中退者等の支援、合宿を含む集中的な訓練を行う。都道府県労働局及び公共職業安定所は、サポステとの連携を強化し、サポステに係る周知を行う。

(二)　女性の活躍促進
ア　女性の活躍促進と仕事と家庭の両立支援策の推進
女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体等と連携し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の周知・啓発、各種助成金制度やポータルサイトの活用、好事例の提供、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく行動計画の届出・認定申請の働きかけを行う。
イ　女性の就業希望の実現
地方自治体をはじめ、子育て中の女性等の就職支援に取り組む関係機関との間で具体的な連携の在り方を協議するなど、関係機関との連携を確保の上、マザーズハローワーク等において就職を希望する子育て中の女性等に対するきめ細かい支援を実施する。

(三)　障害者の就労促進
ア　中小企業への支援等の強化や地域の就労支援力の更なる強化
中小企業における障害者雇用への不安を解消するとともに、福祉施設や教育、医療機関で支援を行っている障害者について、企業等での雇用を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体等との調整を行い、職場実習先の確保や企業見学会の企画等を実施する。また、平成二十五年四月からの法定雇用率の引上げも踏まえ、企業の採用ニーズに的確に対応するため、福祉施設、特別支援学校等の利用者等の就労ニーズを把握し、マッチング機能の向上を図る。
イ　障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化
精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者支援センター、大学等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。難治性疾患患者については、難病患者就職サポーターによる難病相談・支援センターへの出張相談等、都道府県との連携を図り、就労支援を実施する。
ウ　障害者の職業能力開発支援の充実
都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県との連携を一層密にし、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、地域障害者職業能力開発推進会議を活用する等により都道府県等への情報提供を行う等、適切な訓練設定の支援を行う。

(四)　高年齢者の就労促進
ア　「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進
人生百年時代を見据え、年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期を見据えた職業生活設計等に関する支援を推進することにより、「生涯現役社会」の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。
イ　高年齢者等の再就職の援助・促進
高年齢者等が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要な公共職業安定所で職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施する等、再就職支援の充実・強化を図る。
ウ　高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大
高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大するため、地方自治体と連携してシルバー人材センターの活動を推進するとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラムを実施する。

二　成長分野等での雇用創出、人材育成の推進
(一)　成長分野等での雇用創出の推進
ア　都道府県による産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化
良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業等の戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する。
イ　介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化
全国の主要な公共職業安定所に設置する「福祉人材コーナー」において、地方自治体等関係機関とのネットワークを構築の上、介護・医療・保育職種を対象とした求人事業主への助言、就職面接会の開催、きめ細かな職業相談・職業紹介等、人材確保に向けた支援を強化する。
また、介護事業者に対する研修会や指導を行う地方自治体と連携し、介護労働者に対する安全衛生対策の強化を図る。

(二)　成長分野等での人材育成の推進
ア　成長分野・ものづくり分野での職業訓練の推進
成長分野等を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。このため、都道府県労働局は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練修了前からの体系的な就職支援に取り組む。
また、都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体、教育訓練機関等で構成する地域訓練協議会等の場を活用し、都道府県労働局が都道府県と連携し、公共職業訓練の訓練計画も考慮した上で、求職者支援訓練について、人材ニーズを踏まえた訓練計画を取りまとめる。
イ　長期の訓練コースの開発・設定
公共職業訓練において、成長分野等での中核人材育成等を目的とする長期の訓練コースを設定することが可能となることから、都道府県において当該コースを積極的に設定するよう促す。また、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、効果的な訓練コースの設定に当たって必要な地域の訓練ニーズ等に関して、把握した情報を都道府県に対して提供する等、必要な協力を行う。

三　重層的なセーフティネットの構築
(一)　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の抜本強化
生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援を抜本強化するため、地方自治体における公共職業安定所の常設窓口の設置や巡回相談等のワンストップ型の支援体制の全国的な整備、早期支援の徹底及び求職活動状況の地方自治体との共有化を図るとともに、対象者ごとの課題に応じた能力開発等支援プログラムの積極的な活用を図り、生活困窮者の就労による自立を促進する。